

# 令和5年度 監査等実施方針・監査等計画

令和5年4月1日  
小林市監査委員

## 1. 基本方針

(1) 令和5年度の監査は、次の基本方針に基づき実施する。

- ① 限られた監査資源（人員・時間等）を有効活用し、合規性及び正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から、市の財務に関する事務及び行政全般の監査を実施する。
- ② 行財政運営の指導に重点をおいた監査を基本として、監査対象のリスクや組織の内部統制に留意して監査を実施する。
- ③ 監査の実効性を確保するため、指摘事項等に対する改善状況を把握し、是正・改善を求めていく。
- ④ 監査の結果は、市民に分かりやすく、時宜を得た情報提供に努める。
- ⑤ 各種の監査等に有機的な関連を持たせ、監査等の効率化が図られるように努める。
- ⑥ 監査機能の充実強化のため、監査委員及び事務局職員の監査に係る研修参加を積極的に図る。

(2) 令和5年度の監査体制についての重点項目は、次のとおりとする。

- ① 勤務管理システムの構築に関し、監査業務に支障が生じないよう的確に対応する。
- ② 監査等の充実及び強化を図るため、情報収集に努める。

## 2. 年間監査計画

(1) 監査等の種類及び対象

① 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

当年度の市における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、法令等に従って適正に行われているか、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施する。

なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定し、全ての課（かい）を対象に前期と後期に分けて実施する。

② 学校監査（定期監査）（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項、小林市学校管理規則第 78 条）

市の小中学校をおおむね 3 年ローテーションにより対象として、学校の当年度予算の執行、会計事務及び財務管理等が、法令等に従って適正に行われているかを監査する。

（令和 5 年度予定校）

永久津小学校、東方小学校、須木小学校、小林中学校、永久津中学校、東方中学校、須木中学校

③ 工事監査（定期監査）（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

当年度に市が実施する工事の中から 500 万円以上の契約工事を抽出し対象とする。

監査の実施に当たっては、当該工事の計画、設計、積算、契約施工等の各段階において、法令等にとり、かつ、経済性、効率性及び有効性の観点に留意して適正に行われているかを主眼とする。

監査の専門性を補完するため、工事技術調査業務を委託し、技術士による工事技術調査を実施する。

④ 消防監査（定期監査）（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

市の消防団各部を対象に、各部詰所、車両及び機械器具等の管理状況を監査する。

ア 須木地区及び小林地区（第 3・4 分団）、イ 野尻地区及び小林地区（第 1・2 分団）を隔年ごとに実施する。

（令和 5 年度予定地区）

野尻地区及び小林地区（第 1・2 分団）

⑤ 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

前年度に市が、補助金等の財政援助を与えているもの、公の施設の管理を行わせているものに対し、監査委員協議において選定した団体について、財政的援助等の監査を実施する。

監査の実施に当たっては、所管課が当該団体等を適切に指導しているか、財政援助団体が財政援助の目的に沿って事業を実施しているか、財政援助に係る収支の会計経理は適正に行われているか、施設の管理は関係法令等の定めるところにより適切に行われているかを主眼とする。

⑥ 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

一般会計、特別会計、公営企業会計の毎月の現金の出納を対象として、計数が適正なものとなっているか確認するとともに、現金保管の状況について確認を行う。また、証拠書類の審査により、現金の収入や支出の事務処理が適正に行われているか、検査を実施する。

検査は、毎月 20 日から月末までの間に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。（小林市監査委員条例第 7 条）

⑦ 決算審査

ア 会計管理者所管の決算（地方自治法第 233 条第 2 項）

会計管理者が調製する各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等を対象として、決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算の執行状況、決算の内容及び財産管理の状況について、全課ヒアリングを実施し審査する。

イ 公営企業管理者所管（水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）の決算（地方公営企業法第 30 条第 2 項）

管理者が調製する歳入歳出決算書並びに財務諸表及び附属書類を対象として、決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状態等について、上下水道課及び市立病院事務部のヒアリングを実施し審査する。

⑧ 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

前年度の運用基金の運用状況を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているかを審査する。

（運用基金）

小林市土地開発基金、小林市畜産振興基金、小林市宮崎県証紙購入基金、  
小林市青い鳥育英資金貸付基金

⑨ 健全化判断比率等審査（健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、算定される健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象として、比率が適正に算定されているかについて、関係課のヒアリングを実施し審査する。

(2) 監査等の対象別実施予定時期

令和5年度の監査等年間計画は次のとおりとする。

なお、会議及び研修日程の決定や、議会開会状況などにより柔軟に対応する。

監査区分	実施時期	報告・公表時期
定期監査	前期 令和5年9月～11月 後期 令和5年12月 ～令和6年2月	前期 令和5年12月 後期 令和6年3月
学校監査（定期監査）	令和5年8月	令和5年10月
工事監査（定期監査）	令和5年10月～令和6年1月	令和6年1月
消防監査（定期監査）	令和5年10月	令和5年11月
財政援助団体等監査	令和5年11月～令和6年2月	令和6年2月
例月現金出納検査	毎月20日から月末までの間	実施月の翌月
一般・特別会計決算審査	令和5年6月～8月	令和5年8月
公営企業会計決算審査	令和5年6月～8月	令和5年8月
基金運用状況審査	令和5年5月～8月	令和5年8月
健全化判断比率等審査	令和5年7月～8月	令和5年8月

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	← 基金運用状況審査 →										
	← 一般・特別会計決算審査 →										
	← 公営企業会計決算審査 →										
	← 健全化判断比率等審査 →										
	← 学校監査 →										
					← 定期監査(前期) →			← 定期監査(後期) →			
					← 工事監査 →						
					← 消防監査 →						
							← 財政援助団体等監査 →				
← 例月現金出納検査 (毎月20日から月末まで) →											

(3) 監査等の実施体制

監査委員2名及び監査委員事務局職員4名により監査等を行う。